



# 鳥取県公報

平成 25 年 2 月 1 日 (金)  
第 8 4 6 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	湖沼水質保全特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づく化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準 (55) (水・大気環境課) . . . . . 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (56) (水産課) . . . . . 6
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (57) (〃) . . . . . 7
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (58) (〃) . . . . . 7
	県営土地改良事業計画の変更 (59) (道路建設課) . . . . . 8
	保安林の指定施業要件の変更予定 (60) (森林・林業総室) . . . . . 8
	平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (61) (〃) . . . . . 9
	植栽管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (62) (県土総務課) . . . . . 10
	土地改良区の役員の就退任 (63) (西部総合事務所農林局) . . . . . 14
	開発行為に関する工事の完了 (64) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 15
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (集中業務課) . . . . . 16
	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 23

# 告 示

## 鳥取県告示第55号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量（以下「規制項目」という。）に係る汚濁負荷量の規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示し、平成25年5月1日から施行する。

平成2年鳥取県告示第438号（湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準について）及び平成7年鳥取県告示第615号（湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定に基づく窒素含有量等に係る汚濁負荷量の規制基準について）は、平成25年4月30日限り廃止する。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 適用する地域

法第3条第2項に規定する指定地域のうち中海に係る地域（平成元年総理府告示第5号（湖沼水質保全特別措置法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、指定湖沼及び指定地域を指定する件）により指定された地域のうち鳥取県内の区域に限る。以下「指定地域」という。）

### 2 適用する工場又は事業場

法第7条第1項に規定する湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場で、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）

### 3 規制基準

排出が許容される汚濁負荷量は、次の表の左欄に掲げる湖沼特定事業場の区分に応じ、同表の右欄に定める算式により算出した値以下とする。

湖沼特定事業場の区分	算式
1 新設事業場（3に掲げる事業場を除く。）	$L = a \times Q^b \times 10^{-3}$
2 新設事業場以外の事業場（3に掲げる事業場を除く。）	$L = \{ a \times Q^{b-1} \times (Q - Q_0) + a_0 \times Q_0^{b-1} \} \times 10^{-3}$
3 污水处理施設等を設置する事業場	$L = C \times d \times Q \times 10^{-3}$

#### 備考

1 「新設事業場」とは、化学的酸素要求量に係る規制基準にあつては平成2年7月15日、窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量に係る規制基準にあつては平成7年11月1日（以下「適用日」という。）以後に新たに設置された湖沼特定事業場をいう。

2 「污水处理施設等」とは、下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設若しくは浄化槽又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の4第1項に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設（浄化槽に限る。以下「農業集落排水施設」という。）をいう。

3 右欄に定める算式の符号は、次のとおりとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Q 排水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q<sub>0</sub> 適用日の前日における排水の量（適用日前に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条又は第7条の規定による届出がされたものにあつては、当該届出書に記載された排水の量）（単位 1日につき立方メートル）

C 排水に適用される水質汚濁防止法又は水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鳥取県条例第40号。以下「条例」という。）に基づく規制項目の日間平均に係る排水基準（以下「排水基準」という。）（単位 1リットルにつきミリグラム）

a、b、 $a_0$ 及び $b_0$  規制項目の区分に応じ、別表第 1 に定める値

d 汚水処理施設等の区分に応じ、別表第 2 に定める値

別表第 1

## 1 化学的酸素要求量

排水基準	算式に代入する値	
	a 及び $a_0$	b 及び $b_0$
20	22.7	0.97
30	34.0	
40	47.3	
50	59.1	0.96
60	68.0	
90	102.0	0.97

## 2 窒素含有量

業種等の区分	排水基準	算式に代入する値	
		a 及び $a_0$	b 及び $b_0$
水産食料品製造業 等の業種	20	23.6	0.96
	30	35.5	
	50	59.1	
その他の業種	15	17.0	0.97
	20	22.7	
	25	28.3	
	50	56.7	
	60	68.0	

## 3 磷含有量

業種等の区分	排水基準	算式に代入する値	
		a 及び $a_0$	b 及び $b_0$
水産食料品製造業 等の業種	2	2.36	0.96
	3	3.55	
	4	4.73	
	5	5.91	
その他の業種	2	2.27	0.97
	3	3.40	
	4	4.53	
	5	5.67	
	8	9.07	

別表第 2

## 1 下水道終末処理施設及び地方公共団体が設置するし尿処理施設

化学的酸素要求量	窒素含有量	磷含有量
1.0	1.0	1.0

## 2 地方公共団体が設置する浄化槽 次の規制項目の区分に応じ、それぞれに定める値

## (1) 化学的酸素要求量

告示 番号	構造	排水基準	d
第 6	回転板接触方式	20	1.0

	接触ばっ気方式	30	
	散水ろ床方式	60	0.50
	長時間ばっ気方式	90	0.34
	標準活性汚泥方式		
第 7	接触ばっ気・ろ過方式	20	0.75
	凝集分離方式	30	0.50
		60	0.25
		90	0.17
第 8	接触ばっ気・活性炭吸着方式	20	0.50
	凝集分離・活性炭吸着方式	30	0.34
		60	0.17
		90	0.12
第 9	硝化液循環活性汚泥方式	20	0.75
	三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	30	0.50
		60	0.25
		90	0.17
第 10	硝化液循環活性汚泥方式	20	0.75
	三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	30	0.50
		60	0.25
		90	0.17
第 11	硝化液循環活性汚泥方式	20	0.75
	三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	30	0.50
		60	0.25
		90	0.17

備考

- 「告示番号」は、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年告示」という。）の区分を示す。（（2）及び（3）の表において同じ。）
- 昭和55年建設省告示第1292号の一部を改正する件（平成12年建設省告示第1465号）による改正前の昭和55年告示に基づく性能を有する浄化槽又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26第1項の規定に基づく認定（以下「個別認定」という。）を受けた浄化槽等、表に示す構造に当てはまらない浄化槽については、それぞれの性能の値を排水基準の値で除した値（その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）をd値とする。（（2）及び（3）の表において同じ。）

(2) 窒素含有量

告示番号	構造	排水基準	d
第 6	回転板接触方式	15	1.0
	接触ばっ気方式	20	
	散水ろ床方式	25	
	長時間ばっ気方式	50	
	標準活性汚泥方式	60	
第 7	接触ばっ気・ろ過方式	15	1.0
	凝集分離方式	20	
		25	

		50	
		60	
第 8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	15	1.0
		20	
		25	
		50	
		60	
第 9	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	15	1.0
		20	
		25	0.80
		50	0.40
		60	0.34
第 10	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	15	1.0
		20	0.75
		25	0.60
		50	0.30
		60	0.25
第 11	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	15	0.67
		20	0.50
		25	0.40
		50	0.20
		60	0.17

(3) <sup>りん</sup> 含有量

告示 番号	構造	排水基準	d
第 6	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式 長時間ばっ気方式 標準活性汚泥方式	3	1.0
		4	
		5	
		8	
		8	
第 7	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	3	1.0
		4	
		5	
		8	
第 8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	3	1.0
		4	
		5	
		8	
第 9	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	3	0.34
		4	0.25
		5	0.20
		8	0.13
第 10	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	3	0.34
		4	0.25

		5	0.20
		8	0.13
第11	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱 <sup>りん</sup> 方式	3	0.34
		4	0.25
		5	0.20
		8	0.13

3 農業集落排水施設 次の規制項目の区分に応じ、それぞれに定める値

(1) 化学的酸素要求量

J A R U S 型 式	構造	排水基準	d
O D 96 型	オキシデーショ <sup>ン</sup> ディッチ方式 (BOD型)	20	1.0
		30	
		60	
		90	

備考

- 「J A R U S 型式」とは、建築基準法の規定に基づき、し尿浄化槽の構造基準の規定と同等以上の性能を有する施設として国土交通大臣の認定を取得した型式をいう。（(2)及び(3)の表において同じ。）
- 表に示す型式以外で個別認定を受けた施設にあつては、認定を受けた処理性能の値を排水基準の値で除した値（その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を d 値とする。（(2)及び(3)の表において同じ。）

(2) 窒素含有量

J A R U S 型 式	構造	排水基準	d
O D 96 型	オキシデーショ <sup>ン</sup> ディッチ方式 (BOD型)	15	1.0
		20	
		25	
		50	
		60	

(3) <sup>りん</sup>含有量

J A R U S 型 式	構造	排水基準	d
O D 96 型	オキシデーショ <sup>ン</sup> ディッチ方式 (BOD型)	3	1.0
		4	
		5	
		8	

鳥取県告示第56号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成25年1月24日から適用する。

同日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 略		1 略	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.65パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.65パーセント</u>	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.55パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.55パーセント</u>

**鳥取県告示第57号**

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成25年1月24日から適用する。

同日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.3パーセント</u>	略	年 <u>1.1パーセント</u>	略

**鳥取県告示第58号**

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成25年1月24日から適用する。

同日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第 3 号の資金	年1.3 <u>パーセント</u>	略	規則別表第 3 号の資金	年1.1 <u>パーセント</u>	略
規則別表第 7 号の資金	年1.925 <u>パーセント</u>	略	規則別表第 7 号の資金	年1.725 <u>パーセント</u>	略
そ の 他 の 資 金	年1.3 <u>パーセント</u>	略	そ の 他 の 資 金	年1.1 <u>パーセント</u>	略

#### 鳥取県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業東伯中央地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

##### 2 縦覧に供する期間

平成25年 2 月 1 日から同月20日まで

##### 3 縦覧に供する場所

倉吉市役所、琴浦町役場及び北栄町役場

##### 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

#### 鳥取県告示第60号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第294号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

米子市車尾字清水ノ上769、尾高字御建山開六1976の1、1979の2、1980の1

##### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

##### 3 変更後の指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

米子市車尾字清水ノ上769

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。



ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第61号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、保安林の平成25年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵養	鳥取地区	鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。)及び岩美郡	926.44
	八頭地区	鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。)及び八頭郡	2,930.91
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,760.13
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	832.41
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,757.49
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	204.80
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	62.15
	岩美	岩美郡岩美町	105.17
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	53.30
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	45.74
	琴浦	東伯郡琴浦町	52.03
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	52.60
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	14.80
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.79
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38

	赤 波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水 谷	鳥取市鹿野町水谷	0.96
	本 宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志 津	倉吉市志津	0.30
	栗 尾	倉吉市栗尾	1.82
	大 原	倉吉市大原	0.68
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	14.42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91.65
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	24.55
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8.32

### 鳥取県告示第62号

平成25年度及び平成26年度において県が締結する植栽管理業務（県の計画に基づき草木を植え、又は栽培されている植物を管理する業務をいう。以下同じ。）の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 対象業務

県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の植栽管理業務（以下「委託業務」という。）とする。

#### 2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 3の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税並びに鳥取県の県税に未納がないこと。
- (5) 労働保険料に未納がないこと。

#### 3 申請手続

- (1) 提出書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 平成25・26年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。

ウ 法人にあつては入札参加資格の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては入札参加資格の申請の日の属する年度の前年度に作成した貸借対照表及び損益計算書

エ 次に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

（ア）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税に係るもの

（イ）個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの

オ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）の写し

カ 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の申請前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

キ 県外に本店を有する者であつて入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

## （2）提出に係る留意事項

ア 入札参加資格を得ようとする者は、（1）の書類各1部を（5）の提出先に提出すること。

イ 提出した書類の内容に変更を生じた場合は、平成25・26年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請事項変更届（様式第3号）及び変更箇所を修正した（1）の書類を（5）の提出先に速やかに提出すること。なお、職員調書（様式第2号）に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の写しを併せて提出すること。

## （3）提出期間及び時間

平成25年2月1日（金）から平成27年2月20日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、平成25年度初回発注分（平成25年4月1日以降に指名選定を行うものに限る。）の委託業務の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は、平成25年2月22日（金）までに提出すること。

## （4）提出方法

（5）の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、平成27年2月20日（金）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

## （5）提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

## 4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

## 5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成27年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合 知事が当該事実を確認した日の前日
- (2) 平成27年度及び平成28年度の委託業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成27年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

様式第1号

## 平成25・26年度 植栽管理業務委託入札参加資格審査申請書

受付番号
------

鳥取県知事 様

平成25年度及び平成26年度において鳥取県が締結する植栽管理業務委託の契約に係る指名競争入札に参加したいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 (主たる 営業所)	(フリガナ) 所在地 (本社)	〒 — 電話番号 — — ファクシミリ — — 都・道・府・県
	(フリガナ) 商号又は名称	
	(フリガナ) 代表者名	役職名 氏名 印
	(フリガナ) 担当者名	氏名

様式第2号

職 員 調 書

番号	氏 名	年 齢	現 住 所	取 得 免 許 の 種 類	雇 用 保 険 又 は 健 康 保 険 の 有 無	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
	人					

注意事項

- 1 申請日において、1級及び2級の造園施工管理技術士並びに1級及び2級の技能士(造園)の資格を有する常勤の職員を記載すること。
- 2 「取得免許の種類」の欄は、1級及び2級の造園施工管理技術士並びに1級及び2級の技能士(造園)の資格を記載すること。
- 3 本表に記載した資格の証として、当該資格の資格者証、合格証明書等の写しを添付すること。
- 4 記載内容変更の場合には、「備考」の欄に「内容変更」、「削除」又は「追加」と記載すること。

様式第3号

平成 25・26 年度 植栽管理業務委託入札参加資格審査申請事項変更届

鳥取県知事

様

年

月

日

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名



入札参加資格の審査に係る申請書類に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

注意事項

- 1 県土整備部県土総務課へ提出すること。(提出部数は、持参の場合は2部とし、郵送の場合は1部とする。)
- 2 変更事項に係る変更内容を証する書面(原本又はその写し)を添付すること。

鳥取県告示第63号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年2月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 鋪 倉 孝 米子市皆生五丁目6-40
- 〃 生 林 隆 輝 米子市西福原九丁目1-32

〃	永 見 新 一	米子市両三柳2185
〃	廣 東 理 一	米子市車尾六丁目 7-10
〃	三 島 伸 治	米子市安倍908
〃	松 本 克 博	米子市夜見町148
〃	井 田 昭	米子市富益町1150
〃	矢 倉 玲 二	米子市和田町3413
〃	藤 岡 龍 二	米子市彦名町4901
〃	吉 岡 登	米子市葭津1816
〃	永 見 諒	境港市小篠津町880
〃	景 山 竹 市	境港市中野町2985
〃	足 立 米	境港市上道町541
〃	門 脇 明	境港市渡町869
〃	柏 木 嘉 明	境港市清水町851
監 事	竹 内 壽 朗	米子市目久美町295
〃	安 田 知 史	米子市大篠津町964
〃	角 本 洋 一	境港市花町166

平成25年1月20日退任

就任した役員の名氏及び住所

理 事	鋪 倉 孝	米子市皆生五丁目 6-40
〃	大 太 年 廣	米子市西福原六丁目 15-18
〃	松 田 貢	米子市河崎1947
〃	廣 東 理 一	米子市車尾六丁目 7-10
〃	吉 井 正	米子市大谷町419
〃	松 本 克 博	米子市夜見町148
〃	足 立 寛 隆	米子市富益町3181-2
〃	安 達 庄 平	米子市和田町2281
〃	田 口 正 広	米子市彦名町1272
〃	角 力	米子市大崎1177-1
〃	永 見 諒	境港市小篠津町880
〃	阿 部 一 夫	境港市高松町311
〃	足 立 利 夫	境港市上道町221
〃	辻 仁 徳	境港市渡町924
〃	藪 内 明	境港市外江町3339
監 事	松 岡 正 躬	米子市旗ヶ崎四丁目 6-30
〃	崎 田 利 憲	米子市大篠津町1867
〃	角 本 洋 一	境港市花町166

平成25年1月21日就任 任期4年

鳥取県告示第64号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年2月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成24年12月28日 鳥取県指令第201200140872号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市森岡町字堂ノ内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市新開六丁目 5-16  
野田 知章

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

東部地区納入分 複合機（カラー、高速機）の賃貸借及び保守業務 8台

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 契約期間

平成25年 5 月 1 日から平成29年 4 月 30日までとする。ただし、平成26年度以降において、この調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、平成29年 4 月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

#### (4) 納入期限

入札説明書による。

#### (5) 納入場所

入札説明書による。

#### (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る調達物品の年間賃借料（以下「年間賃借料」という。）及び年間保守料（以下「年間保守料」という。）の合計額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約は、賃貸借については、電子入札書に入力され、又は入札書に記載された年間賃借料の金額を12月及び調達台数で割り戻した金額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）により、保守業務については複写片面1枚当たりの単価により行うこととし、保守業務の支払は、当該単価に毎月の複写枚数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）により行うので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する額を入力し、又は記載す



ること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月12日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。
- (3) 平成25年2月1日（金）から同年3月19日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成25年2月1日（金）から同年3月19日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品（平成25年2月1日以降に取得するものを含む。）を所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当  
電話 0857-26-7431又は7432  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp
- (2) 仕様に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当  
電話 0857-26-7823
- (3) 競争入札参加資格者名簿に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当  
電話 0857-26-7433
- (4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年2月1日（金）から同月22日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

### ア 交付期間及び交付時間

平成25年2月1日（金）から同月21日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月22日（金）の午前9時から正午まで

### イ 交付場所

(1)に同じ。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

平成25年3月13日（水）午前11時から同月19日（火）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（月）午後5時までとする。）

## イ 開札日時

平成25年3月19日（火）午後1時

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成25年3月1日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「年間支払見込額」という。）の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として年間支払見込額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

## (7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 調達物品については多少の台数の増減が見込まれる。この場合には、平成25年3月5日までに変更公告を行うものとする。

ウ 鳥取県議会平成25年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札の決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札の決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Tobu Region lease and maintenance work for 8 integrated multifunction copy machines (color, high speed)

(2) March 1, 2013 noon : deadline for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 19, 2013 noon : deadline for submission of tenders

(March 18, 2013 5 : 00 PM : deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7823

E-mail : shuchugyoumu@pref.tottori.jp

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務 16台

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 契約期間

平成25年5月1日から平成29年4月30日まで（入札説明書に示す一部の複合機にあっては、平成25年4月1日から平成29年4月30日まで）とする。ただし、平成26年度以降において、この調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、平成29年4月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る調達物品の年間賃借料（以下「年間賃借料」という。）及び年間保守料（以下「年間保守料」という。）の合計額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約は、賃貸借については、電子入札書に入力され、又は入札書に記載された年間賃借料の金額を12月及び調達台数で割り戻した金額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）により、保守業務については複写片面1枚当たりの単価により行うこととし、保守業務の支払は、当該単価に毎月の複写枚数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）により行うので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月12日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成25年2月1日（金）から同年3月19日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成25年2月1日（金）から同年3月19日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品（平成25年2月1日以降に取得するものを含む。）を所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7823

(3) 競争入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年2月1日（金）から同月22日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年2月1日（金）から同月21日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月22日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年3月13日（水）午前11時から同月19日（火）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（月）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成25年3月19日（火）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成25年3月1日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該合計額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「年間支払見込額」という。）の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として年間支払見込額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

### (7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 調達物品については多少の台数の増減が見込まれる。この場合は、平成 25 年 3 月 5 日までに変更公告を行うものとする。

ウ 鳥取県議会平成 25 年 2 月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札の決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札の決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Tobu Region (Prefectural Government Building) : lease and maintenance work for 16 integrated multifunction copy machines (color,

mid-range)

(2) March 1, 2013 noon : deadline for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 19, 2013 noon : deadline for submission of tenders

(March 18, 2013 5 : 00 PM : deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies

Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7823

E-mail : shuchugyoumu@pref.tottori.jp

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

(1) 調達案件の名称

停止処分者講習及び違反者講習業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 鳥取県自動車運転免許試験場

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月25日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年2月1日（金）から同年3月7日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則

(昭和35年総理府令第60号) 第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認める者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするものであること。

ウ 委託業務を行う事務所を県内に有していること。

エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習における指導に必要な能力を有する者(以下「講習指導員」という。)が業務を行うために必要な数以上置かれていること。

(6) 講習指導員の資格要件

ア 25歳以上の者であること。

イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員(法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員をいう。以下同じ。)、停止処分者講習指導員(法第108条の2第1項第3号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。)、高齢者講習指導員(法第108条の2第1項第12号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。))又は違反者講習指導員(法第108条の2第1項第13号に規定する講習の講習指導員をいう。以下同じ。)のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

(イ) 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、刑法(明治40年法律第45号)第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪((イ)に掲げる罪を除く。)を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査指導者資格者証(鳥取県警察本部長が定める運転適性検査・指導者養成要領1に規定する運転適性検査・指導者証をいう。)の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

b 運転適性に関する業務に関し a に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有するものとして別表第1に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証(法第99条の3第4項の規定により交付される教習指導員資格者証をいう。以下同じ。)及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交



付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者

- b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第2章の規定により設立された自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する届出教習所指導員課程をいう。以下同じ。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者
- c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、a 又は b に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有する者と認めるものとして別表第 2 に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

オ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

カ 違反者講習指導員にあつては、アからオまでに掲げるもののほか、警察署で交通警察業務又は地域警察業務に従事し、交通関係機関・団体に対する交通安全講習会等の経験が相当期間ある者で公安委員会がふさわしいと認める者

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

イ 2の(5)及び(6)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成25年2月1日(金)から同年2月13日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

#### (4) 入札説明会の日時及び場所

平成25年2月15日(金)午後4時

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所へ送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月7日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(4)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成25年3月1日(金)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、2の(5)及び(6)の入札参加資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同年2月26日(火)午後5時まで提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は入札説明書による。

#### 別表第 1

- 1 取消処分者講習指導員専科（警察大学校において警察職員を対象に実施される取消処分者講習指導員専科をいう。）を修了し、取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者講習をいう。以下同じ。）の講習指導員としての経験がある者
- 2 新任運転適性検査指導者専科（警察大学校において警察職員を対象に実施される新任運転適性検査指導者専科をいう。）を修了し、運転適性に関する業務に従事した経験のある者
- 3 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- 4 運転適性検査指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、警察が行う所要の講習を受けた者

#### 別表第 2

- 1 普通自動車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- 2 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- 3 白バイ、交通用パトカー又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの
- 4 運転免許試験場における技能試験官としての経験が相当期間ある者
- 5 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
- 6 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者